



## さまざまな投票方法があります

投票方法には、指定された投票所で投票する以外にさまざまな方法があります。それぞれの条件に当てはまる場合は投票方法を選ぶことができます。詳しくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

### 住所異動した人の投票

6月17日以降に転居の届け出をした人は、選挙当日は、転居前の投票所で投票してください。

投票する日までに県外へ転出した人は投票できません。本市の選挙人名簿に登録されている人が県内へ転出した場合、市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」を提示するか、投票所で引き続き県内に住所を有することの確認を受ければ投票できます。

### 代理投票・点字投票

体が不自由で字を書くことができない人は、投票所の係員が代わって記載します。また、目の不自由な人は、点字で投票できます。投票所係員に申し出てください。

### 郵便などによる不在者投票

投票所に行くことが困難な重度の障害のある人で、障害の程度が定められた基準に該当する人は自宅などで投票できる「郵便等による不在者投票制度」が利用できます。この制度を利用するときは、事前に、市選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。早めに手続きをしてください。

投票用紙の請求期限=7月19日(水)(必着)

### 期日前投票所

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない場合、あらかじめ期日前投票できます。期日前投票は、市内17カ所のいずれの投票所でも投票でき、入場券と一体の宣誓書にあらかじめ記載すると、スムーズに投票できます。各期日前投票所の混雑状況はホームページなどでお知らせします。

投票所	期間	時間
市役所 1階市民ロビー	7月7日(金)～22日(土)	8時30分～20時
各支所 各市民サービスセンター 前橋プラザ元気21・3階	7月17日(月)～22日(土)	9時～20時

### 不在者投票

市外に滞在中で本市の投票資格がある人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票ができます。本市か滞在する市区町村にお問い合わせ早めに手続きをしてください。

### 病院や福祉施設に入院・入所中の人

県選挙管理委員会が指定した病院、老人・身体障害者施設などに入院・入所中の人、施設内で投票できます。施設担当者に申し出てください。

あなたの大切な一票を  
県知事選挙

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎027-898-6742

投票日は  
**7月23日(日)**です。



#### ● 選挙の日程など

〈告示日〉7月6日(木) 〈投票日〉7月23日(日)7時～19時(三夜沢赤城神社氏子会館・西大河原集落センターは18時まで)

投票所=市内99カ所

投票できる人=平成17年7月24日以前に生まれた人で、本市の選挙人名簿に登録されている人

#### ● 選挙公報で情報入手を

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報を上毛・朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済新聞の7月12日(水)の朝刊に折り込みます。これらの新聞を購読していない場合は、郵送します。市選挙管理委員会事務局に連絡してください。市役所や各支所・市民サービスセンターなどの市有施設、JR各駅、上毛電鉄中央前橋駅、各郵便局でも備え置きます。県選挙管理委員会ホームページにも掲載されます。

みんなで投票。みんなで参加。  
あなたの一票大切に



7月23日(日)は県知事選挙の投票日です。あなたの大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

#### ● 投票所入場券を郵送します

投票所入場券は、折りたたみ式の圧着ハガキで郵送。1通に4人分までの入場券が表示されています。切り離して投票所に持参してください。有権者が5人以上の世帯には、複数のハガキを郵送。入場券には投票所施設名と投票所の略図、投票時間が記載されています。入場券を紛失した場合は、投票所で再発行します。係員に申し出てください。

☎入場券については市民課 ☎027-898-6106

#### ● 開票結果はホームページで速報

開票は、投票日の20時10分から市立前橋高体育館で実施。投票状況と開票結果は、本市ホームページで速報を公表します。

